

地域原子力防災協議会の設置について

平成27年3月20日

内閣府政策統括官

(原子力防災担当)

1. 協議会設置の趣旨

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

2. 協議会の運営

- 協議会は、(別紙1)の13地域に設置する。
- 協議会の基本構成員は(別紙2)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
- 作業部会の基本構成は(別紙3)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官(原子力防災担当)の協力を得て行う。
- 協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
- 効率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

3. 協議会の活動

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定及び平成27年3月5日の3年以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
 - (1) 協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官(原子力防災担当)及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
 - (2) 協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行う。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同幹事会に報告し、了承を求める。

- (3) 協議会では、道府県が(2)により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。
- (4) 協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。
- (5) (3)に基づき協議会が関わる訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関（IAEA）のガイダンスを参照して行う。

(別紙1)

地域原子力防災協議会の設置地域

地域	道府県
泊地域	北海道
東通地域	青森県
女川地域	宮城県
福島地域	福島県
東海第二地域	茨城県
柏崎刈羽地域	新潟県
志賀地域	石川県、富山県
福井エリア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県
浜岡地域	静岡県
島根地域	島根県、鳥取県
伊方地域	愛媛県、山口県
玄海地域	佐賀県、長崎県、福岡県
川内地域	鹿児島県

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付 危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官（防災担当）
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官（警備救難部担当）
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事（※）

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。

※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

作業部会の基本構成

- 地域の内閣府原子力防災専門官
- 内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者
- 道府県の担当者（課長級以上） ※議題により出席者の変更可。
- 厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 関係機関（原子力研究開発機構（JAEA）、放射線医学総合研究所等）

※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。

※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができることとするが、市町村の課題については道府県担当者が代表する。

東海第二発電所に係る避難計画の検討の深化に向けて ver.2

《 検討状況 》

- ・ 昨年末以降、笠間市、常陸太田市、常陸大宮市が避難計画を策定済み。
- ・ 3月末に茨城県が「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」を改定。
- ・ 複数の市町が避難先市町村と避難についての協定を締結。13市町村のうち10市町村が全ての避難先市町村と協定を締結済み。
- ・ 今後の進捗を踏まえて、緊急時対応の作成に係る各種進捗状況を適時確認。課題認識の共有を図るとともに、適切な解決に向けた取組について議論する。

《 共有すべき基本認識等 》

■ 地勢

- ・ PAZ 8万人、UPZ 88万人と人口が多いこと。
- ・ 東海第二発電所を含め、県内に原子力施設が多いこと。
- ・ 高速道路・国道ともに縦横に走っている点においては有利。

■ 計画の策定状況

- ・ 全14市町村のうち、①地域防災計画（原子力災害対策計画編）は、ひたちなか市を除く13市町村で策定済み。②避難計画は、笠間市、常陸太田市、常陸大宮市の3市で策定済み。

■ 避難先

- ・ 14市町村全てについて、県内・県外の避難先自治体がほぼ決定。
- ・ 避難先自治体との避難についての協定については、（自町内避難の大字町を除く）13市町村のうち10市町村が全ての避難先市町村と協定を締結済み。

■ 避難経路

- ・ 県の広域避難計画に基本経路のみ規定。

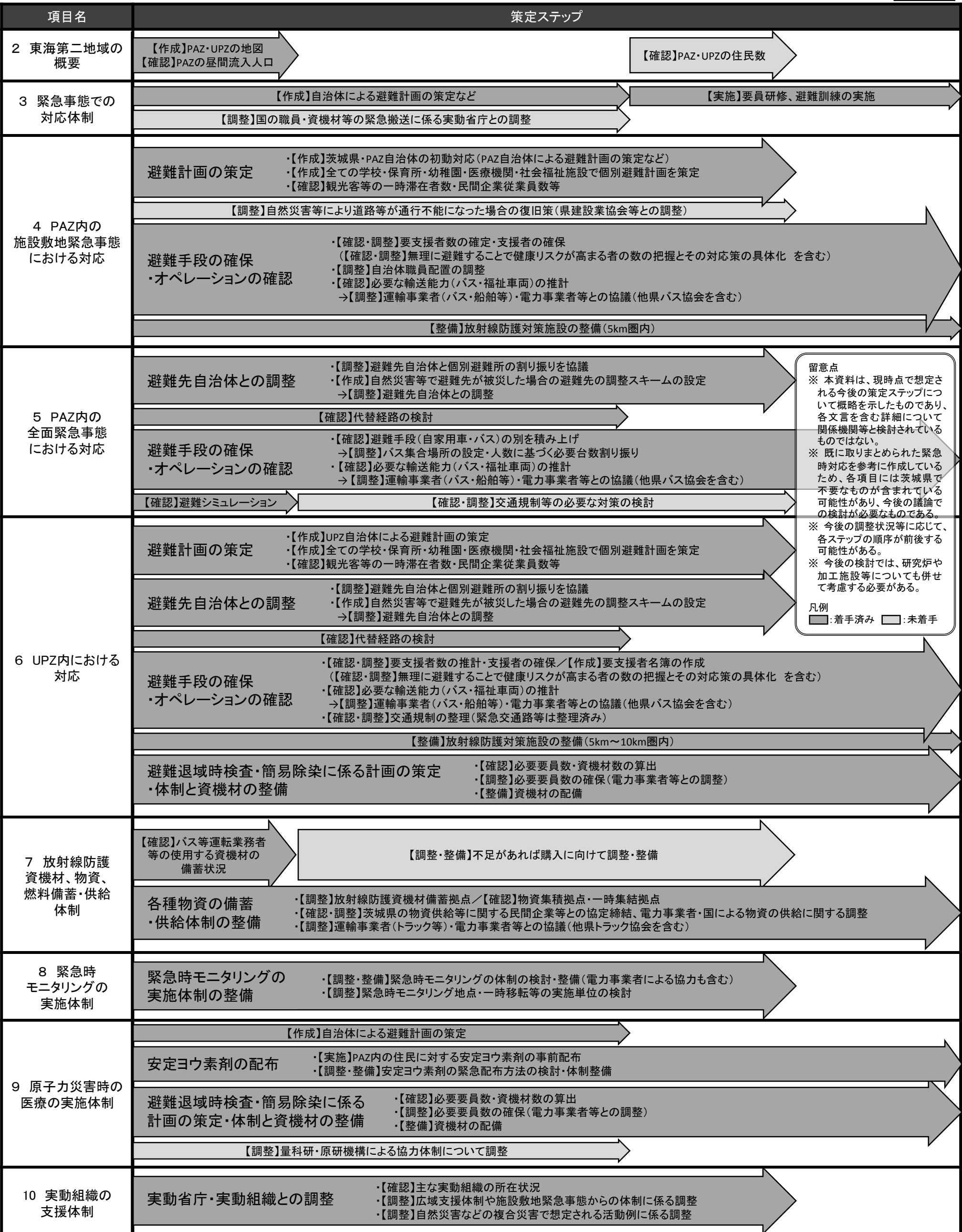
■ 避難手段

- ・ 県の方針として、基本的に自家用車避難。
- ・ バス、福祉車両等の必要台数の把握・確保策やオペレーションについては、引き続き要検討。

■ 特にオペレーションに留意する点

- ①要支援者（PAZ・UPZとも）や②民間企業の従業員（約44万人）等の一時滞在者（PAZ・UPZとも）については、対象者数を含む実態把握や移動手段等について要検討。
- PAZ内の防護施設の充実化について引き続き検討。

[備考] 屋内退避の有効性についての理解促進が重要。



留意点

- ※ 本資料は、現時点で想定される今後の策定ステップについて概略を示したものであり、各文言を含む詳細について関係機関等と検討されているものではない。
- ※ 既に取りまとめられた緊急時対応を参考に作成しているため、各項目には茨城県で不要なものが含まれている可能性があり、今後の議論での検討が必要なものである。
- ※ 今後の調整状況等に応じて、各ステップの順序が前後する可能性がある。
- ※ 今後の検討では、研究炉や加工施設等についても併せて考慮する必要がある。

凡例

■:着手済み □:未着手

東海第二地域の検討状況（180518 時点）

主な課題	検討状況
1. 地域防災計画・避難計画・避難についての協定	<p>《地域防災計画（原子力災害対策計画編）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東電福島原発事故後は、ひたちなか市を除く 13 市町村で策定済み。 <p>《避難計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 茨城県は、広域避難計画を策定済み（平成 27 年 3 月策定）。 ● 昨年末以降、笠間市、常陸太田市、常陸大宮市が避難計画を策定済み。 <p>《避難についての協定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自町内避難の大字町を除いた 13 市町村のうち、10 市町村において全ての避難先市町村と協定を締結。
2. 避難対象者	<p>《把握すべき事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校等（幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校、特別支援学校） →PAZ 内・UPZ 内それぞれの施設数／児童等の数／職員数 ● 医療機関（有床） →PAZ 内・UPZ 内それぞれの施設数／入院者数／職員数 等 ● 社会福祉施設 →PAZ 内・UPZ 内それぞれの施設数／入所者数／職員数 等 ● 在宅の要支援者 →PAZ 内・UPZ 内それぞれの人数 等 ● 昼間流入・流出口 →PAZ 内・UPZ 内それぞれの人数 ● 企業の従業員 →PAZ 内・UPZ 内それぞれの事業所数／従業員数 ● 一時滞在者 →PAZ 内・UPZ 内それぞれの施設数／来場者数／職員数 <p>《留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の医療機関、社会福祉施設への調査について調整中。 ● 在宅の要支援者については、把握の方法及び支援者の確保について引き続き検討。

主な課題	検討状況
3. 避難先	<p>《市町村のマッチング》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内外での市町村間の避難所の割り振りはほぼ完了。 <p>《各種機関のマッチング》</p> <p>＜医療機関のマッチング＞</p> <p>【PAZ・UPZ 共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城県内、福島県内及び栃木県内の医療機関とのマッチング等を通じて受入先を確保済み。 <p>＜社会福祉施設のマッチング＞</p> <p>【PAZ・UPZ 共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県管轄分（特養、障害者施設等）は、マッチング完了。 ・ 県管轄分（有料老人ホーム）及び市町村管轄分（グループホーム）は、対応を検討中。 <p>＜福祉避難所＞</p> <p>【PAZ・UPZ 共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の市町村において、避難先と協議を実施。
4. 避難経路	<p>《避難経路》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県の広域避難計画に基本経路のみ規定。 ● 現在設定している避難経路について、東日本大震災での被災状況・復旧状況について要確認。 ● 交通誘導・規制については、茨城県警本部との要調整。
5. 避難手段	<p>《必要な車両台数の推計》</p> <p>【PAZ】バス 454 台 【UPZ】バス 2,816 台</p> <p>※UPZ では、GE に至ったら、まず屋内退避を行った上で、放射性物質放出後に行うモニタリングにより一定以上の空間線量率となる区域を特定し、一時移転を行うこととなる。上記の UPZ の台数は各区域の避難に必要となる台数を単純に合計したものである。</p> <p>※茨城県バス協会会員が所有する車両数 2,946 台（平成 30 年 2 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自家用車で避難できない住民は、東海村の調査結果（平日昼間 14.0%）をもとに推計。 <p>《運輸事業者との協定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県バス協会及び県ハイヤー・タクシー協会とは継続的に調整中。 ● 今後必要に応じて、鉄道や船舶での避難についても検討。 <p>《福祉車両の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の医療機関、社会福祉施設への調査について調整中。

主な課題	検討状況
6. 放射線防護施設	<ul style="list-style-type: none"> ● PAZ 内のみでも 8 万人と人口が多いことに鑑みて、放射線防護施設の一層の整備（特に PAZ 内の医療機関・福祉施設など）について要検討。 ● 特に PAZ 内の放射線防護施設については、近隣の要配慮者の数と比較して十分な数が整備できているか要確認。 ● 候補となる施設の調査については、継続的に実施中。 ● 放射線防護施設の食糧備蓄について、1 週間分に満たない施設については、備蓄の増強に係る依頼を行うことについて要検討。
7. 避難退域時検査	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難退域時検査場所の候補地は 22 か所。 ● 今後更に数を増やす方向で検討。
8. 避難先市町村対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 各市町村において、受入れマニュアルの作成や駐車場のキャパシティの確認など、実効性の向上に向けた調整を行っている状況。
9. 個別の避難計画	<p>《学校》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 約 8 割で避難計画を策定済み。 ● 避難計画の基礎となるマニュアル（公立学校向け）を改訂予定。 ● 早い段階からのオペレーションの要否について要検討。 <p>《社会福祉施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県管轄の社会福祉施設は、約 8 割で避難計画を策定済み。 <p>《医療機関》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 茨城県内、福島県内及び栃木県内の医療機関とのマッチング等を通じて受入先を確保済み。今後、病院ごとに避難計画を策定予定。 <p>《観光地等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PAZ・UPZ 内には、多くの観光客が訪れる観光地が複数あるほか、大規模なイベントが多数開催されることから、原子力緊急事態発生時の一時滞在者への対応については、要検討。
10. モニタリング	<p>《モニタリングポストの設置状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● OIL 判断に使用するモニタリングポストについては、茨城県緊急時モニタリング計画等検討会において検討済み。 ● ダストヨウ素サンプラは、今後増設予定。

主な課題	検討状況
11. 安定ヨウ素剤	<ul style="list-style-type: none"> ● PAZ 内（東海村、日立市及び那珂市）の事前配布率は 52.8%（平成 30 年 3 月末現在）。配布率の向上に向け、継続的に説明会・配布会を実施。 ● 備蓄分については、全備蓄量の 2/3 を PAZ・UPZ 内の 14 市町村に配備し、残り 1/3 を県で保管。 ● 分散備蓄と緊急時配布の在り方について、県で市町村の考え方を整理した上で検討を進めていく予定。
12. 被ばく医療	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力災害拠点病院として 3 か所を指定済み。原子力災害医療協力機関として 12 か所を登録済み。 ● 「茨城県緊急被ばく医療活動・健康調査影響マニュアル」を改定予定。
13. 事業者の協力	<ul style="list-style-type: none"> ● 原電、JAEA 等から人員の協力が得られる見込み。
14. その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難時間・走行時間の短縮に向けた方策について要検討。 ● タイムラインの提示についても要検討。 ● 避難時に生じることが想定される各種トラブル（ガソリン切れ車両、故障車両、路上放置車両の発生等）への対応についても要検討。